

令和4年第1回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和4年1月21日（金曜日） 午後2時00分開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋	会 計 管 理 者	堀籠満智男
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	書記	片浦 則之	書記	残間 頼
------	-------	----	-------	----	------

議事日程（第1号）

令和4年1月21日（金曜日）午後2時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 5 議案第 1 号 大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定について
 - 第 6 議案第 2 号 村民体育施設の指定管理者の指定について
 - 第 7 議案第 3 号 令和 3 年度大衡村一般会計予算の補正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午後 2 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより令和 4 年第 1 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2 番佐野英俊君、3 番石川 敏君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 本日招集されました令和 4 年第 1 回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、本日午後 1 時30分に議会運営委員会を開会しておりますので、その結果について報告します。

本臨時会に付議されました案件は、村長提出案件が 5 件であります。内訳は、専決処分の承認 2 件、指定管理者の指定 2 件、一般会計予算の補正であります。したがって、本臨時会の会期につきましては本日 1 日限りとするべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の報告とします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、こんにちは。

本日ここに令和4年第1回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

新しい年、とら年が穏やかに明けておりますけれども、今年の冬は昨年と同じで、低温と大雪に見舞われております。ちなみに、ちょうど1年前の1月19日には、大崎市の東北自動車道において多重事故が発生しており、141台の車両が立ち往生となったのが記憶に新しいところでありますが、今年もそういったことで、年末年始から大雪に見舞われているところであります。この大雪によって除雪作業中の事故が各地で起きており、雪がめったに降らない首都高速道路、東京等においては、6日の未明からほぼ全域で車両が立ち往生し、7日夕方にやっと立ち往生が解消しているといった事象が発生しておるところであります。また、村内における除雪の出動回数も例年の倍以上になっており、除雪費は底をついている状況にありますので、本臨時会に補正予算を計上させていただいているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症については、日本国内で、12月中は新規感染者が100人から300人で推移していたものが、年末年始にかけて増え続け、昨日、一昨日は過去最大の4万人を超える新規感染者数となってきております。まさに想像を超える勢いで第6波に突入しているんだと、こんなふう実感をするところでありますが、一向に収束の兆しが見えない状況とはなっておりますが、このことから、沖縄県、山口県、広島県は先日の9日にまん延防止等重点措置が適用されました。さらに今日、本日21日には、東京を含む1都12県にまん延防止等重点措置の適用がされまして、飲食店への制限などがなされております。

本村においても、昨年8月31日に感染が確認されてから、それから約3か月ちょっとですか、1月10日に発生をしました。そして、14日、15日と、1名ずつが増えて、現在は43名、最初から、1人目から数えて43名の罹患者数となっております。先日も、この14日、15日の関連で、本村の小学生が、感染が判明しまして、小学校が当初3日間の、月、火、水の3日間の休業、臨時休校ということでありましたが、しかし水曜日にPCR検査をしました。38名だけだったんですか、しまして、その結果が木曜日に出るということで、当初は月、火、水と3日間休校する予定でありましたが、そういった事情で1日、木曜日の臨時休校を余儀なくされました。でしたが、幸いにPCR検査をした皆さんは全員陰性ということで、ほっと胸をなでおろしているところであります。今日からまた登校をして、開校をしておるところであります。

そういったことで、このコロナウイルスであります、全国的にも感染拡大が、歯止めがかからず、懸念する状況ではありますけれども、第3回目のワクチン接種、あるいは待ち望まれております経口薬の開発・承認等、明るい材料も見受けられているところではあります。しかしながら、終息に向けて、行動の制限等は今しばらく続くことにはなりますので、村民の皆様にはご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げる次第であります。

さて、そのような中ではあったんですが、各種行事、年始の各種行事が開催されております。9日には交通安全協会大衡支部主催の交通安全祈願祭及び消防団出初式が、規模を縮小して開催されております。また、同日には成人式を中学校講堂で開催し、新成人となられた方々に祝意を表させていただいております。議員の皆様方にもご来賓としてご出席をいただきました。ありがとうございました。厳粛な式典の中、当日出席された44名の新成人の方々にとりましては、記念すべき日になったものと思われま。新成人となられた方々の、それぞれの分野での今後さらなるご活躍をご期待申し上げます。

以上、いろいろご挨拶をさせていただきましたけれども、本議会に提案いたしました案件は5件であります。承認第1号は、専決処分の承認を求めるもので、令和3年度一般会計予算に5,608万2,000円の追加をするものであります。続いて、承認第2号は、これも専決処分の承認を求めるもので、令和3年度一般会計予算に4,937万7,000円を追加するものであります。議案第1号は大衡村ふるさと美術館、議案第2号は村民体育施設の各施設の指定管理者として株式会社万葉まちづくりセンターを指定するものでありま

す。議案第3号は、令和3年度一般会計予算に1億3,003万2,000円を追加するもので、歳入は国庫補助金、基金繰入金及び村債の増額、歳出は土木費の増額を行うものであります。

以上、承認2件、議案3件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はなにとぞよろしくお願い申し上げます。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、承認第1号別紙でご説明申し上げます。

令和3年度大衡村一般会計予算補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,608万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,027万3,000円としたものでございます。

専決処分日は、令和3年12月15日でございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入です。

16款2項2目民生費国庫補助金5,608万2,000円の増でございます。内訳につきましては、8節令和3年度子育て世帯の臨時特別給付補助金でございます。説明の2件分でございます。事業費補助金と事務費補助金でございます。

歳出でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費5,608万2,000円。内容につきましては、3款職員手当から11節の役務費までは事務費分でございます。18節負担金補助を超える交付金5,600万円、こちらにつきましては子育て世帯への臨時特別給付金でございます。こち

らにつきましては、当初国の制度によりまして、10万円のうち5万円分をクーポン券というような国の方針でございましたが、その方針変更によりまして、残りの5万円も現金給付で差し支えないということでもございましたので、当初5万円を12月24日に支給するという手続をとっておりましたので、それに加えて同日5万円を追加しまして、合わせて10万円の追加交付をしたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回12月15日付での専決処分ということですが、専決処分の経緯について伺いたいと思います。

12月定例会が3日で終わったんですけれども、その後年内中に、15日付で専決処分やっただけなんですけれども、今回のこの専決処分した予算関係については子供たちへの給付金ということでもありますけれども、他の市町では臨時会でもって、専決じゃなくて臨時会で補正予算したところもあります、年内中で。大衡村では今回専決処分ということで、15日だったんですが、どういう経緯で15日の専決処分になったのか、その経緯について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご説明申し上げます。

先ほど歳出のほうでもご説明申し上げましたが、こちらの給付金事業でありますか、こちらは国の補助事業でございまして、10分の10ということで、当初10万円のうち5万円現金給付で、残りの5万円がクーポン券でというような国の方針でありましたが、当初のその現金の5万円につきましては、当初村で補正予算、12月24日支給に向けまして手続を進めてまいりました。その間、国の方針変更によりまして、残りの5万円も現金給付でよろしいということでしたので、当初村で12月24日に振込手続を開始、手続を進めておりましたので、今般その専決処分ではありましたが、補正予算を組ませていただきまして、その12月24日に合わせて支給するために専決処分をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回のこの補正予算関係、専決処分、確かにそんなに専決処分というのは通常あるケースではないはずですが、本来は。ですので専決処分、議会の可決に代わって、提案者側で変わってそういった予算の意思決定をするわけですので、専決処分は議

会の開会、開催ができる余裕が、時間的な余裕がないときというふうに定められているんですけども、自治法で。ですので、今回のその予算措置については、日付の関係から見た場合、いつその予算執行についての、庁内でもって決定したものか。それで、15日に専決ということであれば、臨時会開催が検討できなかったものかどうか、日程的に。その辺の考え方、認識はどうだったのかと思って質問したわけですけども、その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 日程的なものといえますか、先ほどご説明した事務的な流れの中で、担当課の要求としてその補正予算を組みたいという話がありました。しかしながら、その12月24日に給付といいますか、振込に向けまして事務手続を進めておりましたので、議員おっしゃるように臨時会というようなこともありましたけれども、今般国の補助事業でもあるということもありますし、その12月24日に向けまして専決処分で補正を組もうという判断に至ったものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） ですから、日にちから言ったらば、15日に決定したということであれば、その後年明け早々もう一回専決していますよね。そちらと合わせて、私は臨時会でもっての補正予算、可能だったのではないのかと思うんです。国の制度、交付金関係については、よその市なり町なりで、当然年内中に臨時会で補正予算組んだところもあります。

この件については、せんだっても12日に全協があったんですよね。それで本日の臨時会ということですので、もう大分日にちもたっているわけですよね、専決日から見た場合。やっぱりこういった事務処理あるいは予算措置の仕方っていうのはこれでいいのかって感じるんです。やっぱり専決っていうのはそんなにあってはならないことだと思います、通常の場合は。本当に緊急で議会を開く、それこそ時間的な余裕がまるきりなかったような場合、そういうことから考えれば、今回の専決処分というのはちょっと疑問が残ると感じるんです。村長、最後にどのように考えますか。それだけ伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 石川議員もとくと役場にて在籍していて、会計管理者もなされた、経験されたということで、いろいろそういった知識等々持ち合わせているのは十分私も承知しておりますし、別に軽視しているわけでもなんでもありません。

というのは、この現金とクーポンということで国でも最初示したわけではありますが、あちこちで一括現金というのが散見されてくるようになってから、国としても、それもじゃあいいさというような形で、12月の10日過ぎだと思えますけれども、そういったことが……。〔「13日」の声あり〕13日、10日過ぎって、だから13日も10日過ぎに入ります。ということで、本当に国としても容認せざるを得なくなったというのが13日でありまして、それを受けて、大衡村としても、クーポン券5万円もらってもどこで使えばいいのかと、こういう話にもありますから、なるべく早く現金給付を皆さんに届けたいと、こういった思いからこういったふうに専決処分をさせていただいたのであります。

決して村の金を増額して払うとか、減額して交付するとかっていう、そういう問題ではなくて、100分の100、10分の10ですよ。国のものでありますから、それを専決したって、皆さんそんなに、非常に腹立たしいことなのかどうか。私にとってはちょっとよく、理解もあまりできませんけれども、そういったことで、国の制度の中での運用であります。そういったことで、13日に国で正式に、じゃあ現金でもいいということになったので、現金で皆さんにいち早くお渡ししたいということで、議会を開くいとまもないということでの専決というふうになったということで何とかご理解をいただけないものでしょうか。お願いいたします。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。〔「なし」の声あり〕

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、承認第2号別紙でご説明申し上げます。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,937万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,965万円としたものでございます。

専決処分日は令和4年1月6日付でございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入です。

16款2項1目総務費国庫補助金348万4,000円、こちらにつきましては、説明に記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金4,501万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、説明に記載されておりますとおり、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の事業費補助金と事務費補助金でございます。

17款2項2目民生費県補助金87万5,000円、こちらにつきましては灯油購入費県補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費4,937万7,000円の増でございます。こちらにつきましては、内訳は3節職員手当、10節需要費、11節役務費、12節委託費につきましては事務費でございます。18節負担金補助及び交付金4,520万円につきましては、説明記載のとおり子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金でございます。19節扶助費210万円につきましては、福祉灯油助成の事業費でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第1号 大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第1号、大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 議案第1号大衡村ふるさと美術館、5ページになります。大衡村ふるさと美術館の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり大衡村ふるさと美術館の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者を指定する公の施設でございます。大衡村ふるさと美術館でございます。
2. 指定管理者の所在地及び名称。大衡村松の平三丁目4番34号、株式会社万葉まちづくりセンターでございます。
3. 指定の期間でございます。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

指定管理の業務内容につきましては、美術館の管理運営と維持管理業務となっております。これまでの指定管理業務と変更はございません。

今回の指定管理者の選定の経過でございますが、公募によって指定する予定でしたが、内容を検討した結果、議案の取下げをすることとなりました。しかしながら、この際の申込みは万葉まちづくりセンター1者でございましたので、今回の選定は大衡村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第2条第3号の規定によることと、4月からの業務委託に係る手続に時間的な余裕がありませんでしたので、公募によらない募集として万葉まちづくりセンターを選定したものでございます。

この万葉まちづくりセンターにより提出のありました申請の内容につきまして、指定管理者選定委員会で審査した結果、適正と認められたため、優先交渉権者として決定した次第でございます。

なお、まちづくりセンターにつきましては、現在まで指定管理者として良好に施設を管理運営している事業者でございますので、今後5年間につきましても引き続き指定管

理者に指定しようとするものでございます。また、指定管理料につきましては、後ほど一般会計補正予算の中の債務負担行為の補正で別途提案させていただきますが、5年総額で3,200万5,000円、年間当たり640万1,000円となっております。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 12月の定例会、第1日目の終了後に全員協議会がありました。その中で、今回のこの指定管理について、執行部のほうからる説明があったわけでございますけれども、今回ここに村民体育施設、それからこの美術館、この2つだけが今出ているわけなんですよね。あのときの説明の中には村民プール、それから大森のプール、それに室内運動場、この3つも加わっておったわけですよ。ただ、あのときの執行部の説明がまだ足りないのではないかと、もう少し聞くところがあるのではないかとということで、これは承認できないという話になったと。もう少しその説明をしていただきたいという思いだったと思うんです、あのときの議員の方々、皆さんは。

ふるさと美術館については、あのときには何ら問題なかったわけです。でも、課が同じであるから、社会教育課、その中のものであるから、これも一緒にしたらどうでしょうかというふうになったわけなんです、あのとき。それで、今度の全員協議会の中では、この3つを加えたものが出てきて、そしてもう一回みんなで聞こうじゃないかと、聞いたほうが良いというような思いだったんです。

あのときの説明で理解した人もいます、全部を。あの中ですよ。そして、今度もう一回聞いたならば、多分これ通るよねっていうような話だったんです、議員の中では。通るよねって。それを、なぜ今回提案しなかったのか。それが私たちには本当におかしいと、これ執行部ですとおかしいんじゃないかと思いました。確かにもう一回精査をするということだったようですけれども、その精査をしたときに、なぜこういうふうになったのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 12月の定例会の内容と違う件になった件でございますけれども、美術館につきましては、村民体育施設につきましても、一度取下げをさせていただきます、事業内容を十分に精査しました。美術館については、企画展につきましてはもうこれまでと同様として、村直営に戻しての企画展の運営を行っていきたいということで、そのようになりました。体育施設につきましても、室内運動場、村民プール、大森プー

ルにつきましても、村直営に戻して、これまで同様のグラウンド管理が主な西部球場と多目的運動広場の施設の運営を維持管理するということで、今回改めさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） ご発言の流れの中で、体育施設とふるさと美術館の指定管理について、同一の審議結果をたどったような経緯で質疑されておりますけれども、ただいまは美術館についての指定管理でございますので、ある程度のことは議長として、関連として認めますけれども、ふるさと美術館も内容変更になっておりますので、その趣旨をもってご発言いただければと思います。

文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ふるさと美術館の関係なんですけれども、ふるさと美術館の企画展を村の直営でやるというふうにしたという話なんですけれども、この美術館の中ででも、何と言いますか、今までもこのまちづくりセンターの中で指定管理をしてきたわけなんですけれども、その流れの中に全部あるというふうここに書いてあるんです、ここに。展示、常設展示、作品展示、立て替えと、公共施設等の作品との立て替えですが、既に指定管理されている管理業務の中に、展示作品の確認や収蔵庫の保管作品管理が含まれています。書いてありますよね。この作業の延長上の業務と位置づけて追加したいというんですよね。それを書いたと言うんですけれども、そのようにして書いてきたということ、それは精査した結果こっちでやったほうが良いというふうになったというんですけれども、何かこじつけみたいなような感じが私はするんです。その辺をもう一回聞きたいと思うんですけれども。

議長は村民プールと大森プールと、それから屋内運動場はこの中に載っていないから駄目だと言うんですけれども、私は同じだと思うんです、これ。一回これを全部議案として載せておったわけですよ。議案として一回載せたものを取下げたということで、この美術館もそうですけれども、その取下げだっということ、再提出しないでそのままということは、私は法令上おかしいんじゃないかと思うんです。上げないってことは。

今法令遵守ってということで、コンプライアンスですか、このように一所懸命騒いでいますよね。私は、こういうことをやったらそのコンプライアンスに逆行するんじゃないかと思うんですけれども、提案しないということは。その辺どう思いますか。お聞きしたいんですけれども。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 先ほど申し上げたとおりなのですが、一度提案で企画展のほうは計上させていただいて、予定させていただいたんですが、いろいろご意見がありましたので、執行部のほうというか社会教育課というか、教育委員会のほうでも大分検討させていただいて、これまでどおりの施設運営、管理運営で進めるのがよいと判断しまして、今回またこれまでどおりの業務内容をお願いすることで進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 最後ですけれども、一つだけお話したいと思います。

茨城県なんですけれども、茨城県のつくば市なんですけれども、つくばのウェルネスパークっていうパークがあるらしいんですけれども、そのウェルネスパークの指定管理、その指定管理をやっぴり公募しましたら、委員会の中から一番点数のよかったところをその市長は提案したそうです。提案されたその会社っていうのは、東京の会社だったそうです。そうしましたら、市議会の議員のほうから、何で東京の人に頼まなきゃならないんだと。今まで地元の人がやっていたんじゃないかと。なぜ東京の人に頼むのか。たとえ入札価格が安いとしても、何で東京なんだという話になったそうです。それで、その議案は否決されたそうです。そこで、もう一回その後精査して、そしてやはり地元の業者に行くようになったというのがあったそうです。そのために、やっぴり5年間で1,480万円余計管理費が上積みになったそうですけれども、それでもやはり地元がいいということになったそうですけれども。

このように、一回否決されて、そして提案するっていう、あるいは取下げるということはできると思うんですけれども、否決もしない、一度上げたものを取下げたからあとはそのままいいっていうのは、私は法令遵守から見れば当てはまらないんじゃないかというふうに思いますけれども、村長はなぜに考えるか、村長に聞きたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私も残念だったんですけれども、最初の、あれはいつだったんだっけ。指定管理のあいつ、全協。12月1日だか。12月、一番初めの、2回目か。提案させていただいて、その際もちろんプールから屋内運動場から全部ひっくるめての話でしたけれども、そして説明をいたさせました。説明の仕方もある程度問題が、私らから見るとそんなに問題ではないですけれども、議員さん方から見ると非常に問題視されたわけであ

ります。それで、そのまま答申の提出しても、まだ提出していない段階ですよ。議案として出したわけではございませんので。提出する段階、前の段階で皆さんにお話をしたときに、どうも皆さんが、説明が悪い、あるいはさっぱり分からないとかなんとかあって。私最後のほうに言いましたけれども、分かろうとしてくださらなかったのかと、こういう話も、私もしました。議員さん方が分かろうとして、一生懸命職員、言葉ちょっと下手な職員もいますので、そういうような職員がしゃべっているわけですから、それは議員さん方のようにみんな弁舌な職員ばかりもいないわけでありますから、そんな中で一所懸命説明したつもりで私も聞いていました。ところが、議員の皆さん方は納得できない、こんな説明ではとても駄目だという状況でありました。最後に私が、ですから何で説明を分かって、分からないかもしれないけれども、分かるように努力してくださらなかったのかと、聞き上手になってくれなかったのかと、こういうふうにも思っています。それは何も議員さん方に対する恨み言でも何でもございません。ということで、やっぱりこのまま出しても否決されるということだったんです。否決される。ただ、皆さん、文屋議員いつだか、では一回否決してからまたやればよかったなんていう話の間されましたけれども、私は強行突破で行くべっていうところまで言いました。議員さん方に判断してもらおうと、じゃあ。ところが、私も考えました。恐らく賛成せざるを得ない人もいますし、反対の人も多分いるんだと思います。そんな中で、そこで異論を出すっていうのは、私は議員さん方に多大なる迷惑をかけると思って、それじゃあいっそ、まず一旦撤回させていただいて、また再度お願いする機会をというふうに思っておりました。

ということでの経過があるわけでありまして、文屋議員おっしゃるとおり強行突破という頭も私はあったんです、本当はあったんです。それで、全員反対だか、全員賛成ということはないんだろうけれども、全員反対でもなくても、拮抗してでも反対、賛成の人たちの、議員さん方に表明しなければならないということのご迷惑をかけるのかと、こんなふうに思ってまず議案を引っ込めさせていただいた、そういう経過でありますので、本当に貴重なご意見ありがとうございます。

以上です。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今追加で村長のほうから発言あったので。

私どもも最初に説明あったときと今回だと、そんなに観点的には、中身的には変わっ

ていないと思うんです。ただ、企画展とかそういったものが外されたということで、その点についてお伺いしたいと思っているんですが。

ただ、村長の考え方と私どもの違う点というか、私ども議員も、自分で理解できないのを住民には説明できないわけなんです、簡単に言うと。そういった意味で、もう少し分かりやすく説明してくれといった質疑が相次いだと私は思っております。

それはそれとして、ここにある年間640万円という金額、今回大体出されましたけれども、それ以外に担当課として事前に出されたような企画展とか、そのほかの経緯としてはどの程度の金額があるのか。この、そのものの委託金には関わりがありませんけれども、今回外された、そういったものがどの程度なのかということで、改めてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 指定管理者の指定ということが議題でございますけれども、村長の答弁を受けての関連の質問ということで、答弁を求めたいと思います。

社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） それでは、ふるさと美術館に関する経費関係でございます。

令和4年度の積算額で申し上げますと、賃金関係287万3,600円になります。それから需用費で、消耗品とか燃料費、電気料、そういった関係で126万2,200円になります。委託料関係です。警備、消防設備、清掃、展示物の保守点検関係で87万4,000円でございます。諸経費関係は55万6,500円が諸経費で、消費税が61万2,150円になります。合わせますと673万3,650円に、入館料を差引きますので、入館料が33万2,000円の積算でございます。差引きますと640万1,650円になりまして、価格を改めますと、1,000円未満を切捨てまして640万1,000円が1年分の指定管理料になります。

議長（細川運一君） 指定管理の内容に伴う予算関係についてを、補正予算の債務負担行為での御質疑をお願い申し上げたいと思います。指定管理者、公の施設をどこにどのぐらい任せていいですか、悪いですかという判断を求められている議案でございますので、その点お願いを申し上げたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 村民体育施設の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第2号、村民体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 6ページをお願いします。

議案第2号でございます。

村民体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり村民体育施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 指定管理者を指定する公の施設でございます。大衡村西部球場と大衡村多目的運動広場でございます。

2. 指定管理者の所在地及び名称。大衡村松の平三丁目4番34号、株式会社万葉まちづくりセンターでございます。

3. 指定の期間でございます。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものでございます。

指定管理の業務内容につきましては、西武球場と多目的運動広場の管理運営と維持管理業務を行っておりまして、これまでの指定管理業務と変更はございません。

今回の指定管理者の選定の経過でございますが、先ほど大衡村ふるさと美術館の選定内容と同様でございます。この万葉まちづくりセンターより提出のありました申請の内容につきまして、指定管理者選定委員会で審査した結果適正と認められたために、優先交渉権者として決定した次第でございます。

なお、万葉まちづくりセンターにつきましては、現在まで指定管理者として良好に施設を管理運営している事業者でございますので、今後5年間につきましても引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。また、指定管理料につきましては、債務負担行為の補正で別途提案させていただきますが、5年総額で1億447万5,000円、年間当たり2,089万5,000円となっております。

簡単ですが、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第3号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案第3号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号別紙、令和3年度大衡村一般会計予算（第8号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,003万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億968万2,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債の補正に係るもので、第3表でご説明申し上げます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為の補正で、2件を追加するものでございまして、1件目は大衡村ふるさと美術館指定管理料でございまして、期間は令和4年度から令和8年度までの5年間、限度額は3,200万5,000円でございます。2件目は、村民体育施設指定管理料でございまして、期間が同じく令和4年度から令和8年度までの5年間で、限度額は1億447万5,000円でございます。

次に、5ページでございます。

第3表地方債の補正でございまして、変更2件でございます。道路橋梁整備事業債1

億1,960万円を1億5,500万円とするものでございます。2件目は、公園整備事業債で、1,500万円とするものでございます。

補正内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入です。

16款2項4目土木費国庫補助金5,463万2,000円を追加するもので、道路費補助金が3,963万2,000円でございます。道路に係ります社会資本整備総合交付金でございます。2節は公園費補助金で1,500万円の増。こちらは公園に係ります社会資本整備総合交付金でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金2,500万円、23款1項1目土木債5,040万円、こちらにつきましては、説明に記載されておりますとおり、道路債につきましては榎田戸口線舗装補修事業と竹ノ内蒜袋線交差点改良事業でございます。公園債の1,500万円につきましては、公園施設長寿命化対策事業といたしまして、クリエートパークのそり滑り台でございます。

続きまして、9ページ、歳出でございます。

7款2項1目道路維持費1,820万円の増額でございます。こちらにつきましては12節と15節、除排雪の委託料等でございます。2目道路新設改良費7,733万9,000円の増額で、説明に記載されております3事業分でございます。12節から18節までの事業でございます。3目橋梁維持費190万円、こちらにつきましては、橋梁維持補修事業の委託料でございます。

4項2目公園費3,300万円の増額でございます。14節工事請負費で先ほどご説明を申し上げましたクリエートパークのそり滑り台の整備事業でございます。

続きまして、10ページ、13款1項1目予備費40万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今回補正の中の歳入で、土木費として、土木債ですね。竹ノ内蒜袋線交差点改良、1,000万円。あと、歳出のほうで、交差点改良事業として2,400万円何がしの金額が計上されているわけなんですけれども、さきの産業教育常任委員会ではこの件に関する説明がなかったんですけれども、改めて見ますと負担金とか交付金ということで

すから、直接村が事業をするわけじゃなくて、これは多分想像ですけれども、遊水地関係、関連の事業に係る大衡村分としての負担なのかと思うんですけれども、常任委員会でその件の説明がなかったと記憶しておりますけれども、その辺の詳細を説明願います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 竹ノ内蒜袋線の事業についての御質問でございますが、事業の内容につきましては、今高橋議員おっしゃられたとおり、善川遊水地に関連する交差点改良に係る村負担分の増額となっております。

今回補正に至りましたのは、国の12月の大型補正の中で予算措置されまして、その中で、この事業につきましては、当初令和3年度と令和4年度、それぞれ2か年に分けて負担金を支出するという内容でしたが、令和3年度の予算分につきましては、要求していた分が満額ちょっと内示されなかったということもありました。その中で、12月補正で、国で大型補正されたことに伴いまして、令和4年度分の負担金も含めまして予算要求させていただいたところを、結果的にその国の12月補正の中で内示をいただいたということで、1月に入ってから内示の通知がございましたので、今回提案をさせていただいた経緯となっております、先般の産業教育常任委員会の段階ではまだその辺が話として出ていなかったということでご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） じゃあ、そうすると、国の事業として改めて竹ノ内蒜袋線の交差点を、改良工事を行うということなのかと思うんですけれども、その工事の内容の詳細の説明と、改めて村道ですね、持足線は。その辺も含めての改良工事はどのように行うのかをお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の工事は、竹ノ内蒜袋線と海老沢持足線の交差点の丁字路交差点の部分の改良工事に係る部分になるんですが、善川遊水地で築堤されることに伴いまして、現状の丁字路交差点から一旦その善川遊水地の堤防を越えて海老沢地区のほうに回るというような道路になることから交差点改良が必要になっているんですけれども、今回の事業につきましては、国のほうの事業ではあくまで道路横ずれに基づく必要最低限の交差点の改良という形は、国負担の部分で施工するものでございますが、当該地につきましては以前から交通事故が、非常に視距が悪いというところもありまして、その辺交差点を合わせて改良する必要があるだろうということで、国のほうにその辺を

要望させていただきましたところ、その施工については国に代行して施工していただけるんですが、それに、余分にかかる部分につきましては村の負担で施工を代行していただくという形になりました。

施工の内容といたしましては、延長で160メートル、道路幅員で6.5メートルになっております。盛土のボリュームで2万800立方メートルの工事内容となっております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 現在工事中の現場を見ますと、道路内面のほう、内側のほう、遊水地側のほうに新しく大きな排水溝というのか、あれを造って、堤防の外側になるわけなんですけれども、造っていますけれども、あの形を見ますと、現状の道路沿いにそのまま沿ったような形で施工されているような気がするんです。住民との説明会の中では、あのいろいろくねくね曲がった道路で事故が多発しているという状況を鑑みて、少し直線というか、そういう見通しの悪いところを改善してほしいという要求もあったと思うんですけれども、その辺の大型の排水路、そういう形状を見ますと、そこら辺が加味されているのかと思うんですけれども、その辺の考え方と、村単独の今後の事業費としてどのぐらい見ているのかも併せてお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回道路の線形を見直す部分といたしましては、交差点部から衡南工業団地側といいますか、あそこの急なカーブございまして、その部分の視距を改善するために今回その見直しをするもので、そこから集会所側のほうの線形については、今回その現状どおりの施工と、道路となっております、あくまで今回は衡南工業団地の入り口付近のあの急なカーブの部分の視距改善を行うというふうにご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 9ページの榎田戸口線舗装の補修事業と平林線改良事業の事業内容を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 榎田戸口線の舗装補修事業につきましては、継続事業として実施するものでございまして、今般工事費として4,950万円を増額させていただくものでございます。

令和3年度の予算のほうで、国道4号側のほうから榎田戸口線の延長の約半分、50%

ほど完了しております、今回の補正予算の中で、引き続きその先の部分、施工延長で約600メートル程度になるのではないかと見込んでおりますが、事業を進めるものでございます。

平林線の事業につきましては、今回初めて事業新規という形で提案をさせていただくものでございますが、こちらにつきましては小学校前の校門付近部分の平林線の改良工事となっております、今スクールバスと万葉バスの部分につきまして、子供たちが乗降するスペースが安全に確保されていないという部分がございますので、並木の部分のスペースを活用させていただいて、まずバスの停車するスペースを整備したいと考えております。

また、その平林線を挟んで反対側、多目的施設側のほうですが、今大森中学校線でバスをおりた場合に、子供たちは多目的施設の敷地内を通過して、階段を上って横断歩道を渡るというような状況になっておりますので、その内容を改善するために歩道の整備をさせていただきたいと考えているものでございまして、今回測量設計業務といたしまして補正させていただくものでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 榎田戸口線、継続の事業になりますが、基本的に全線にわたって榎田戸口線、クラック入っており、大型車両がたくさん走り、また工業団地に向かう車も今年々増えているということで、執行部側としても年次的に舗装の補修をしていきたいとの考えですが、その全線を舗装補修していく考えは、変わりはないか確認と、あと平林線、今回測量の事業費ということですが、事業の完了のスケジュールを伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 榎田戸口線につきましては、終点の駒場戸口交差点まで継続的に事業を実施してまいりたいと考えております。

平林線につきましては、今年度測量設計させていただきますが、国の補助金が絡む話なので、村の計画、村があくまで計画という形になりますが、令和4年度で並木の部分の伐採と、令和5年度でその改良工事を実施できればというふうには考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 榎田戸口線ですが、全線の完了を目指すものですが、重点事業じゃないということで、予算の内示額は大変厳しいかと思いますが、考えとしてはいつ完了なの

か伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 榎田戸口線につきましては、今回の補正予算の補助金部分が、現在国で進めております国土強靱化の5か年の加速化予算を財源として使わせていただいております。今回補正予算が獲得できたという形になっております。

引き続きこの加速化対策分の補助金を活用させていただきたいと考えておまして、これも国の補助金の形なので確定した話はできませんが、令和4年度、令和5年度で全線完了できればというふうには考えているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 先ほどの高橋議員の質問に重複するんですけれども、竹ノ内蒜袋線の持足交差点の国における代行工事、令和3年、令和4年度の継続ということで、今回の2,430万2,000円の負担、これの具体的な工事内容といいますか、表層、舗装工事に入るのか、そういう具体的に見える部分があれば工事の内容と、あと現在通行止め、持足海老沢線、通行止めで施工中ですけれども、この辺通行止めの予定が延長になるのか、当初からの計画どおりで進むのか、その辺の読み、村としてどのように捉えられているかお聞かせいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、工事の内容といたしましては、交差点改良の延長といたしまして、先ほど高橋議員にもお答えした内容とちょっと重複するんですが、延長で160メートル、道路幅員で6.5メートルとなっております。

また、追加盛土する部分といたしまして2万800立方メートル、あとそののり面の保護の部分といたしまして植生工が3,140平方メートル、また舗装の面積で7,800平方メートルほどの工事内容となっております。

あと、工事の規制関係ですが、現時点では特に変更等の話は国のほうから来ておりませんが、埋設物関係で、村の水道管以外にN T Tの施設等もありまして、そういった調整なんかの話も出ておりますので、場合によっては若干の変更というものもあるかとは思いますが、交差点に関わる部分がありますので、その辺はできる限り延長にならないように、国のほうにもちょっとお願いをしてみたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 理解しました。

通行止めの延長については、今のところ国交省側からの情報はないということでしょう。しいわけですね。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そのとおりでございます。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和4年第1回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時15分 閉 会
